

財 関 第 1 2 8 9 号

平成 17 年 10 月 13 日

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 17 年 10 月 20 日からこれにより実施されたい。

17消安 第6856号

平成17年10月7日

財務省関税局長 殿

農林水産省消費・安全局長

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成17年法律第36号）が平成17年4月27日、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第108号）が平成17年10月5日にそれぞれ公布され、平成17年10月20日に施行されることに伴い、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成8年7月10日付け8水研第688号水産庁長官通知）を別添のとおり改正し、平成17年10月20日から実施することとしたので、通関時における御協力方お願いする。

(別添)

新旧対照表

新	旧																						
<p>1 対象となる水産動物</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p>	<p>1 対象となる水産動物の種苗</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物の種苗は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p>																						
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="152 579 405 619">水産動物</th><th data-bbox="409 579 1095 619">関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="152 622 405 1050">こい、 きんぎょその他のふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎょ、 あおうお</td><td data-bbox="409 622 1095 1050">第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号(その他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵</td></tr><tr><td data-bbox="152 1053 405 1134">さけ科魚類の発眼卵</td><td data-bbox="409 1053 1095 1134">第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td></tr><tr><td data-bbox="152 1137 405 1219">さけ科魚類の稚魚</td><td data-bbox="409 1137 1095 1219">第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td></tr><tr><td data-bbox="152 1222 405 1382">くるまえば属のえび類 の稚えび</td><td data-bbox="409 1222 1095 1382">第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)のうち、稚えび</td></tr></tbody></table>	水産動物	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	こい、 きんぎょその他のふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎょ、 あおうお	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号(その他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)のうち、稚えび	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 579 1400 619">水産動物の種苗</th><th data-bbox="1404 579 2092 619">関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 622 1400 703">こいの稚魚</td><td data-bbox="1404 622 2092 703">第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)</td></tr><tr><td data-bbox="1160 707 1400 1050">こいの幼魚</td><td data-bbox="1404 707 2092 1050">第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1053 1400 1134">さけ科魚類の発眼卵</td><td data-bbox="1404 1053 2092 1134">第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1137 1400 1219">さけ科魚類の稚魚</td><td data-bbox="1404 1137 2092 1219">第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1222 1400 1382">くるまえば属のえび類 の稚えび</td><td data-bbox="1404 1222 2092 1382">第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)</td></tr></tbody></table>	水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	こいの稚魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)	こいの幼魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)
水産動物	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号																						
こい、 きんぎょその他のふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎょ、 あおうお	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号(その他のもの)のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)のうち、稚えび																						
水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号																						
こいの稚魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)																						
こいの幼魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る。)																						

2 税関での取扱い

農林水産大臣は、上記 1 の水産動物及びその容器包装の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」(同法施行規則別記様式第二号)(別紙参照)を申請者(輸入しようとする者)に交付する。

輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証の写しを提出させるので、これをもって関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、畜水産安全管理課水産安全室に照会願いたい。

2 税関での取扱い

農林水産大臣は、上記 1 の水産動物の種苗及びその容器包装の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」(同法施行規則別記様式第二号)(別紙参照)を申請者(輸入しようとする者)に交付する。

輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証の写しを提出させるので、これをもって関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、水産庁増殖推進部栽培養殖課に照会願いたい。

別記様式第二号(第一条の四関係)

許可番号

発行年月日

輸 入 許 可 証

下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。

農林水産大臣 印

種 類
数 量
許可申請者の住所氏名
荷受人の住所氏名
荷送人の住所氏名
輸出国検査証明書の証明書番号
輸出国検査証明書の発行年月日
許可に当たつての命令等

別記様式第二号(第一条の五関係)

許可番号

発行年月日

輸 入 許 可 証

下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。

農林水産大臣 印

種 類
数 量
許可申請者の住所氏名
荷受人の住所氏名
荷送人の住所氏名
輸出国検査証明書の証明書番号
輸出国検査証明書の発行年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。